

平成29年門真市教育委員会第1回臨時会

開催日時 平成29年1月5日(木) 午後5時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について

(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について)

日程第4 議案第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子
委員	高橋 元

事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
学校教育部長	満永 誠一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫

久木元教育長 開会宣告 午後5時

日程第 1

会議録署名委員の指名

久木元教育長より 長澤 信之 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 1 号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部改正について)
説明者 三村学校教育課長

本件につきましては、本来議案として提出すべき案件でございますが、大阪府より通知があったのが、12月の定例会終了後であったことから、緊急やむなく教育長が本職務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたしますのであります。

議案書 1 ページからでございます。

今回の改正につきましては、人事院勧告を踏まえた法改正に伴い、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が一部改正され、府の準則が改正されたことから、それに伴い本規則を改正するものです。

改正の内容といたしましては、2 ページの新旧対照表の下線部分でございます。

大阪府の勤務時間条例の改正を受け、本規則の第 5 条に「第 16 条の 2 (介護時間)」の文言を追記するものです。

また、附則といたしまして、本条例は 29 年 1 月 1 日から施行することといたしております。

[全委員異議なく、承認]

議案第 1 号 平成29年度全国学力・学習状況調査の参加について
説明者 杉井学校教育課参事

まず、今回の議案につきましては12月22日に府から通知があり、29年度調査の参加について1月10日までに回答せよとの事でしたので、今回臨時会を開催していただくことになりました。お礼申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。本調査の目的は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」と示されています。

調査の対象は、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒となっており、調査事項は小学校は国語・算数、中学校は、国語・数学の教科に関する調査及び、児童生徒質問紙調査と学校質問紙調査でございます。実施日は、29年4月18日（火）です。

29年度調査の主な変更点といたしましては、「調査結果の個票データ等を大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与すること」、「小学校調査の結果を中学校に送付できること」があります。

このことにつきましては、29年度調査の実施要領では、議案書9ページに、(4) 調査結果の活用イ（ア）文部科学省は本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

(ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教委施策の改善・充実に取り組むことができる。

(エ) 文部科学省においては、(イ) のいずれかの方法により、学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調

査の実施の際に、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供する。とあります。

また、その他の変更点といたしましては、「都道府県に加え、指定都市の調査結果を文部科学省が公表すること」、「保護者に対する調査を実施すること」、「調査の対象に公立学校法人が設置する学校を追加すること」でございます。

教育委員会事務局といたしましては、以上の実施要領にもとづき、子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図るためにも、本調査に参加するというにしたいと考えております。

長澤教育長職務代理者： この文部科学省の学力調査ですが、原則的には悉皆調査ですね。取扱い上の留意事項の不備が過去にありまして、例えば入試への活用についてあまりしぼりがかかっていなくて大阪府の施政を反映させたことであるとか、そういう時がありまして、教育委員会としてはそういうことがあったけれども、積極的ではないにしろ、参加する態度をとってきました。今回は説明にありましたとおり大きな変更点が2点ありました。1点目は研究者や行政機関の職員に資料提供をする。2つ目は、小学校のデータを中学校に提供する。29年度に小学生が受けたデータを32年度に中学校に送り、関連性を調べるために提供するという2つの新しいことができてきて、私自身もよく分からないことがありますので、質問をあえてしたいと思います。

まず、2点目のことについては29年度の小学校のデータを中学校に出すといった場合、中学校での活用をどのようにするのかということがあります。

小学校の調査結果の個人データを小学校に渡す場合の個人情報の保護の関係は、作業が大変になると思います。

それについてはなかなかすぐここでは結論出しにくいと思います。例えば校長会等と協議も必要だと思いますし、保護者の同意をどのようにしてとるのかもあります。やはり事務局中心に考えてもらわないといけません。このあたりについては教育長を中心にお任せすればいいかなと思っています。

また、1点目につきましては、参加するイコール研究者等から請求があったら情報提供することになると思います。使用目的は当然十分聞かせてもらった上で提供することになるかと思うんで

すけど、先方が利用した場合、その調査結果あるいは検討結果をどのようにし、市に返してもらえるのかというところも未知な部分もあるわけですね。そういうことも踏まえて特に3つの点について質問をさせてもらいたいですけど。

参加した場合、あるいは参加しなかった場合、メリット、デメリットを踏まえて、答弁をお願いしたいと思います。こういうメリットがあります。こういうデメリットがありますと、簡単で結構です。

1つ目が本市においては教育センターを中心としてこの文部科学省の学力・学習状況調査を分析し、各学校でも分析しているんですけども、それを基に授業改善をしていただいております。

授業改善の結果、若干なりとも成果が上がってきているとは思っています。教科指導のみならず生活指導の面も含めまして、そのあたりについて私は一定成果が上がっていると思っておりますけれども、担当者としてどう思っているのかが1点。

2点目は大阪府におきまして、門真市に対してかなり積極的にいろいろな形での支援を行われていると思っております。支援を行われていることは知っていても、具体的にどんな支援がどういう形で行われているかということが、私自身も不勉強であり理解していないところがあります。例えばスクールアドバイザーについて財政的に支援がされているとか、事務員の就学援助の加配の支援を具体的にどんな形でされているのか。例えば大阪府が支援するためのデータとして、文部科学省の調査が使われている可能性があります。そのため学力調査を受けなかった場合、大阪府からするとデータがないと支援のしようがないと、感覚的なことだけでは支援はできないと言われる可能性があるのではないかとということも懸念しています。これが2点目です。

それから3点目は宮本市長がいろいろな施策の中で家庭支援や貧困対策を重点施策の1つとして掲げておられるように思います。その場合のデータとしてこういう調査の活用が有効なのかどうかということも含めてお答えいただきたいと思っております。以上です。

杉井学校教育課参事： 私から1点目のこの間の学力向上について説明いたします。

この10年間学力・学習状況調査を実施してきたわけですが、当初に比較しましては特に中学校で年々学力の改善が見られており

ます。それに伴って、中学校の子どもが生徒指導上落ち着いてきているという面も見えてきております。27年度までは一部の学校においては授業が成立しないという状況もあったのですが、中学校においては28年度は授業が成立していない学校が一つもないという状況になりました。これにつきましては、学校が学力調査の点数だけに着目して、点数を上げることだけに一所懸命取り組んでいたのではなくて、この学力調査の中にもあります、生徒へのアンケートも活用しながら、表面的に見えにくい内面的な自尊感情の部分であるとか学びに向かう気持ちの部分であるとかも指標に置きながら、授業の改善や生徒指導の改善に先生方が一丸となってチームワークを発揮しながら取り組んできた成果が表れたのではないかと考えています。

満永学校教育部長： 2点目、3点目について私から説明させていただきます。私も以前教育センター長をさせていただいておりましたが、その頃からこの学力・学習状況調査については大阪府の教育センターあるいは大阪府の小中学校の学力向上担当とも学力向上に向けたご指導やご助言を受けております。さらには、S E加配、スクールエンパワメント加配というのがありまして、現在4名を門真市に継続して頂いております。さらにS E加配に付随して10時間非常勤の方も配置していただいております。このように学力調査の結果から見ても門真市が非常にしんどい状況にあるということで、そういった人的な支援を頂いているという状況であります。こうした人的配置は、非常に多忙化している学校においても非常に有効な支援であると考えております。

さらに事務の加配、要準加配と呼ばれる加配もあります。これは要保護や準用保護の児童生徒がある一定の割合を越えますと事務職員をもう1人付けてもらえる制度でございまして、門真市においても12人も配置していただいております。ちなみに私が昨年度勤務しておりましたはすはな中学校でも事務職員を2人配置していただいております。また、学校教育課にはスクールアドバイザーと申しまして元校長先生を3名配置しておきまして、学校で生じた問題に対して校長を支援したり、授業支援として新任の授業を見にいき指導助言を行ったりしております。

このスクールアドバイザー配置事業に対しましても今年度は一定の補助を大阪府から受けているところです。

それも門真市としては、生活環境が厳しい状況にある児童生徒が少なくない状態の中で、頑張っているということを府に対してもお示しするとともに、学力調査には児童生徒質問紙というものがあり、その結果から、児童生徒がどのような思いで日々を過ごしているかという状況もわかります。こうした状況下で市として取り組みたい学力向上施策等をデータをもとにしながら、大阪府教育庁といろいろと話し合う中で、理解も得られ、人的支援を含めた様々な支援をいただいているということもございます。したがって、もし全国学力調査に参加できずに、直近のデータをお示しすることができないということになると、そのあたりは非常に事務局としてもどうなっていくのかという不安はございます。

やはり、全国学力調査には参加をした中で、厳しい状況をはっきりと厳しいことに加えて、本市として取り組む施策等を大阪府にお示ししながら、引き続き人的支援などもお願いしたいと、事務局としては思っているところであります。

それからもう1点市長についてです。私も宮本市長から、貧困対策については学校だけでしんどいと、そこで行政としてもやはりそこにどういう手を差し伸べていくのかということが大事だと思う。そこに手を差し伸べていくことが、ひいては家庭の土台をきっちりすることであり、学力にもつながるんじゃないですか。今すぐに点数だけを求めるというよりも、そういうことが大事なんじゃないですかという趣旨のお話を聞いたことがございます。全国学力調査の児童生徒質問紙等からは、寝る時間が非常に遅いとか、朝食を食べていないとかそういったさまざまどころが見えてくる場所がございます。そういった部分のデータをもとに門真の子どもの現状を市長にお示しすることが、どこに家庭支援、あるいは貧困対策支援をすればいいのかということを考えていく根拠、あるいは指標になるのではないかと思いますので、そういった指標は今後とも出し続けていく必要があると考えているところです。

お答えになっているかどうか分かりませんが、ご指摘あればお願いいたします。

桜井委員： 今のを聞いて、意見を述べます。

満永学校教育部長が貧困対策は学校だけではないとおっしゃいましたが、貧困対策は学校がメインであることではないんですね。貧困対策は福祉の部門がメインなので、学校が相当メインになっ

ているという歪みがあります。

だからテストをして、加配をという論理になっているんですが、本当は立てなおさないといけないのですけれども、それは是非中期計画ぐらいを立てていただきたいと思っています。多くの先生も貧困対策は学校だと思い込まされているようなひずみは、余計に多忙化と子どもとゆっくり話し合えない状況を再生産しているということを確認しておきます。

学力テストですけれども、学力向上が大事なのではなくて、子どもの暮らしが安定していくのが大事なんですね。暮らしが安定したら学力もついてくるんです。でも学力向上ばかり前に出していて、あざといとかあまり賢くないことをやっているなということが分析的に分かっていることです。

子どもたちというのは、私たちもそうですが、能力は多様ですから、いろいろな能力があるのに、学力だけの価値、点数学力のみ、しかもたった1回で計られて、それが仕方がないとか公平だと加工されていくのが学力テストだと言われているんですね。点数が高いからどこどこに行ける、点数が悪いからしょうがないというふうに当たり前にさせられているということを考えたときに、子どもたちが学校で育つというのは価値的な序列には馴染まないし、よく御存じのように、いろいろな子どもたちが門真で生き生き生きるということをサポートできる方が質が高くなるというのは共有できると思うんです。

それで本論の学力テストですけれども、新しく入った規定も長澤教育長職務代理者が言ってくくださったように心配ですし、2つ挙げてくれましたが、3つ目、親の調査というのは、教育学を勉強し知っていれば分かることですが、子どもの問題、家庭の問題、授業力の問題になっていくということになるので、そういう話に矮小化されないように是非ともお願いしたいということを意見として述べさせていただきます。以上です。

満永学校教育部長： そういった面を大事にしていかなければならないと思います。長澤教育長職務代理や桜井委員がおっしゃったことを事務局として大事にしながら学力調査に向き合っていかなければならないということが非常によく分かりました。

なおかつ、テストの点数のみがすべてであるとは事務局も捉えるつもりはございませんし、子どもたちの背景や生活が安定して

いくことが学力にも繋がっていくことだと思っており、学力は子どもたちが自分の未来を切り拓く重要なものであると認識しております。そのあたりのことに気をつけながら、学力調査に参加し、結果を分析し、事務局としてもいろいろと検証・改善を図っていかねばならないということを肝に銘じておかなければならないと感じています。

長澤教育長職務代理者： 先ほど途中で言いましたが、29年度の結果を中学校に送るというのは教育長含めて事務局に一任したいと思いますが、それも含めてということでもいいですか。事務が煩雑になると予想されますが。

満永学校教育部長： これについては、教育長とも話をしながら事務局として真摯に考えていきたいと思えます。また教育委員の皆様にもご相談することもあろうかと思えますが、よろしくをお願いします。

久木元教育長： これにつきましては、今日大阪府の教育委員会とも話していたんですけども、今回の改正にあたって、市町村の方でやはりいろいろな疑義が出ていて、大阪府教育庁の方へそういう質問等が出ているようでございます。そういった中で大阪府や他市あるいは校長会等の動向も踏まえながら、判断してまいりたいと思えます。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長 閉会宣言 午後 5 時30分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 長澤 信之